

令和 5 年 6 月 12 日現在

機関番号：34304

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01375

研究課題名(和文)性別と人数を超える親による家族概念の拡張

研究課題名(英文)Expansion of family concept by same-sex parents or parents more than three

研究代表者

渡邊 泰彦(Watanabe, Yasuhiko)

京都産業大学・法学部・教授

研究者番号：80330752

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：同性カップルの親子関係について、オランダ、ドイツとの比較法研究をとおして、提供精子を用いた生殖補助医療による異性カップルの親子関係と同様に規律できることが明らかになった。また、父母の一方が法的性別を変更した場合に親子関係に及ぼす影響に関して、とりわけドイツでの判例理論を明らかにした。

これらの比較法研究をとおして、法律上の実親子関係について、法的に男性の父と法的に女性の母という組合せに限らず、父母の一方の性別変更または同性間の婚姻の場合における法的または生物学的に同性の両親と子の実親子関係の設定、今後あるべき規律のあり方について研究を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

同性の両親から出発し、異性カップルも含めた精子提供型生殖補助医療における自然血縁関係に基づかない実親子関係の設定への理論的基礎を比較法研究から提示する点で学術的意義を有する。それにより、自然生殖の可能性から同性カップルと異性カップルを区別することがもはや妥当しないことを示す。また、最高裁判例が性同一性障害者特例法3条1項の掲げる未成年の子がないこと及び生殖不能の要件を合憲とする判断に再考を迫るといふ実務への意義を有する。

そして、両親が男性の父と女性の母の組合せに限られない家族が法的にも基礎付けられることを示す社会的な意義を有している。

研究成果の概要(英文)：The comparative legal study between Japan and the Netherlands and Germany clarifies that parent-child relationships of same-sex couples can be regulated in the same way as parent-child relationships in artificial insemination with donated sperm in heterosexual couples. The German situation regarding parent-child relationships in which one of the parents has changed legal gender was presented.

A legal parent-child relationship is not limited to a combination of a father who is legally male and a mother who is legally female. It clarified how the parent-child relationship between a parent and a child who is legally or biologically of the same sex should be regulated in cases where one of the parents has changed sex or in cases of same-sex marriage.

研究分野：法学

キーワード：SOGI LGBT 家族法 同性カップル 親子 性別不合 性同一性障害 生殖補助医療

1. 研究開始当初の背景

(1) 同性カップルと家族形成

同性カップルについて、1990年代からヨーロッパでの登録パートナーシップ、2001年オランダでの同性間の婚姻の導入と家族の概念は拡張している。もっとも、オランダでは、導入当初、同性間の婚姻に実子法の規定は適用されず、異性カップルとは異なる扱いがされていた。だが、2014年にオランダで、2015年にもオーストリアでも、生母の女性パートナーも縁組を経ずに実親となることが認められた。このように、自然生殖により子が生まれることのない同性カップルにとって、カップル関係(同性婚・登録パートナーシップ)の承認だけではなく、親子関係を含めた家族形成が最終的な目標であることが明確となっていた。

これに対して、日本では、地方公共団体でパートナーシップ宣誓が導入されていたが、法的効果は認められていなかった。また、同性間の婚姻に関する裁判はまだ訴えの提起もされていなかった。同性カップルが子を育てる家族は紹介されていたが、法的側面からの検討は十分になされていなかった。

(2) 性別の変更

性同一性障害特例法3条1項が掲げる性別変更のための5つの要件は、立法当初から批判があったものの、「現に子がいないこと」という同3号の旧規定以外に最高裁の判断は下されていなかった。性別を変更した者を親とする親子関係については、FTM トランスジェンダーが夫である夫婦において妻が提供精子を利用して子をもうけた場合に、最三決平成25・12・10(民集67・9・1847)は、シスジェンダーの夫婦と同じ扱いとなることを明確にした。

未成年の子がいないこと(特例法3条1項3号)は日本独自の要件といわれ、生殖不能(同4号)は削除をした国もあった。これらの要件の見直しは、性別変更の前または後に生まれた子との親子関係という問題を含んでいる。さらに、MTF トランスジェンダーが事前に凍結保存した精子を用いて子をもうけた場合において親子関係について、立法時点でその可能性が指摘されながらも、十分に検討されていなかった。

2. 研究の目的

(1) 家族概念の拡大

同性カップルによる家族形成は、夫婦(父母)と子に限られない家族概念の拡大をもたらす。法律上の親の意義、両親が異性の2人である意義という基礎的な問題を、これまでの研究とは違う角度から検討する。血縁上の(生物学的)親子関係に基づかない法律上の実親子関係を積極的に位置づけるにあたり、同性カップルによる両親という問題からアプローチする。

同性カップルの両親では、その一方と子の間に血縁関係がないことは外観上明らかであり、生殖補助医療への同意または社会的親子関係に基づく実親子関係を理由づける新しいアプローチを必要とする。

日本法とシステムが異なる英米法ではなく、ドイツ法、オーストリア法、オランダ法比較法研究の対象としてとりあげ、日本において十分に検討されてこなかった問題を検討する。

(2) 性別の変更

夫婦(父母)の一方の性別変更によっても、同性の両親は生じうる。性別不合(性同一性障害)の当事者による家族形成の問題が同性カップルにおけるのと同じとは限らない。当事者の性自認と性的指向に合わせた解決が必要となる。

生物学上の父母の一方が性別を変更した場合には、生物学的性別と法律上の性別が異なる。例えば、MTF トランスジェンダーが事前に凍結保存した精子を用いて子をもうけた事案において、精子が由来する生物学的父について法律上の性別は女性である。この者が子との関係において法律上の父となるか、母となるかという問題は、法律上の父母概念を再検討を促すものである。

(3) 「結婚の自由をすべての人に訴訟」との関係

研究期間中に、同性間の婚姻に関する「結婚の自由をすべての人に訴訟」が提起され、札幌地判令和3・3・17(判時2487・3頁)、大阪地判令和4・6・20(判時2537・40)、東京地判令和4・11・30(判時2547・45)がくだされた。その判決理由では、異性カップルが自然生殖により子をもうけることができる点で同性カップルと区別されることが強調されていた。本研究の目的と重なり合う問題点であり、同性カップルと親子関係に関する比較法研究を基礎として、同性カップルに法律婚が認められるべきかを検討した。

3. 研究の方法

性別を超える親として、(1)同性カップルにおける生物学的に同性の両親、(2)父母の一方が性別を変更したことによる法的に同性の両親の2つの方向から検討した。人数を超える親として、(3)精子提供型生殖補助医療における父母とドナーの関係、とりわけ法律上の両親とともに子の

養育に關与するドナーとそのパートナーの關係を對象とする。本研究においては、日本における状況の変化から上記(1)と(2)を中心に研究を進めた。

研究では、比較法研究と国内の判例研究の2つの面から進めた。日本において新しく生じた問題の法的解決の参考に比較法研究の成果を機能的な連携させることができた。

(1) 比較法研究

比較法研究の對象として、オランダとオーストリアを研究開始時にはあげていたが、ドイツにおいて2017年にワーキンググループ実子法の報告書が、2019年には討議部分草案実子法が公表されたことにより、ドイツ法を比較法研究の對象に加え、その中心とした。

オランダについては、現地調査を行い、司法省、弁護士などにインタビューを行った。

(2) 判例研究

平成30年(2018年)の研究期間の開始以降、日本においては、同性カップル、同性婚、性同一性障害特例法に関する最高裁判例、下級審裁判例が相次いだ。そのため、下記の研究成果で示す判例に対する評釈をとおして、具体的な検討を行った。判例研究では、同性の両親を検討するにあたり、当事者間の法的關係も重要であると考え、縁組、内縁・事実婚、婚姻という同性カップルに関する判例を検討の對象に加えた。

4. 研究成果

(1) 同性カップル

父母という性別の組合せを超える両親として同性カップルがある。同性カップルの家族形成について、カップル關係だけではなく、親子關係も考慮に入れる必要があることを「同性カップルによる婚姻・家族」法学セミナー(2021)において指摘した。

両親となる同性カップルについて、比較法の観点からヨーロッパにおける登録パートナーシップ、同性婚の概要を「同性婚や同性パートナーシップ制度の可能性と課題」新・アジア家族法三国会議編『同性婚や同性パートナーシップ制度の可能性と課題 - 欧米諸国の動向』日本加除出版(2018)において整理した。現在の日本では、同性カップルが縁組、内縁・事実婚によりその關係を形成している。同性カップルによる縁組について、縁組意思を認めた東京高判平31・4・10(裁判所ウェブサイト)を「同性カップルによる縁組の効力」新・判例解説 Watch(2020)において検討した。同性カップルの事実婚については、否定した名古屋地判令和2・6・4を「同性カップルが犯給法5条1項1号の「事実上婚姻關係と同様の事情にあった者」に該当するか」新・判例解説 Watch(2021)で、肯定した東京高判令和2・3・4(判時2473・47)を東京高判令和2年3月4日の評釈「同性カップルにおいて相手方が他の者と性的關係を持ったことによる事実婚の破綻を理由とする損害賠償請求」私法判例リマックス(2022)で検討した。

同性間の婚姻は、まだ日本では導入されていない。比較法研究として、「ドイツにおける同性婚導入」京都産業大学総合学術研究所所報13号(2018)、「ドイツ同性婚導入- 寄せか、詰みか」法学セミナー(2019)では、立法の背景にある政治的背景をマスコミ報道、立法資料から読み解いて、ドイツで同性婚の導入に至る過程を紹介した。ドイツでは同性間の婚姻に共同縁組の規定は適用されるが、実子法の規定は適用されていない。日本での同性婚に関する最初の裁判例である札幌地判令和3・3・17(判時2487・3)について「婚姻から生じる法的効果の享受=同性婚?」新・判例解説 Watch(2021)において検討した。

札幌判決では現行の民法と戸籍法の規定が憲法14条1項に違反するとしながらも、実子に関する規定について「同性婚の場合には、異性婚の場合とは異なる身分關係や法的地位を生じさせることを検討する必要がある」として、婚姻以外の制度を同性カップルに認める可能性を示していた。その後の裁判例においても、自然生殖が可能な異性カップルと不可能な同性カップルを区別するという姿勢が見られた。そのため、同性カップルと実親子關係の問題を同性間の婚姻の導入に際して考える必要がある。

(2) 同性カップルによる両親

同性カップル、とりわけ女性カップルの一方が提供精子を用いた生殖補助医療により子をもうけた場合に他方も実親となるのが、本研究の中心的なテーマの1つである。前述のように、ドイツでは同性間の婚姻に実子法の規定を適用しないという扱いをしている。連邦通常裁判所(BGH)2018年10月10日判決は、当時の民法の規定によって女性カップルでのコマザー關係が認められないと判断しており、その理由について「同性の両親と子 - ドイツ、オーストリア、スイスの状況 - (その6)」産大法学(2020)において紹介した。また、同性カップルを実親とする外国判決を承認することも、連邦通常裁判所2016年4月20日決定では否定していた。他方において、婚姻も登録パートナーシップも行っていない同性(異性)カップルによる連れ子縁組を認めない民法の規定を連邦憲法裁判所2019年3月16日決定は平等原則に反して違憲であると判断し、民法の規定が改正された。これは、少なくとも縁組による親子關係で、異性カップルと同性カップル、婚姻と非婚のカップルを区別して扱うことが許されないこと示している。

女性カップルの一方が提供精子を用いた生殖補助医療により子をもうけた場合のコマザー關係を認めるかについて、ドイツでは同性婚導入後に検討が始まっている。コマザー關係の導入を含む実子法改正について、連邦法務・消費者保護省によって設置されたワーキンググループ実子法

の報告書、それをもとにして作成された討議部分草案実子法を「ドイツ実子法改正の動向：ワーキンググループ実子法から討議部分草案まで」産大法学(2020)、「ドイツ実子法改正討議部分草案条文対象表」産大法学(2020)で紹介した。前者では、報告書と討議部分草案で共通する部分、相違する部分を示すことで、討議部分草案の理由のみからではわからない前提議論も明らかにしている。この実子法全体に及び議論のうち、女性カップルでのコマザー関係に関する部分のみをまとめ、さらに緑の党による法律案とそれに対する連邦議会法務委員会公聴会での鑑定人の意見をまとめたのが「同性の両親と子 - ドイツ、オーストリア、スイスの状況 - (その7)」産大法学(2022)である。コマザー関係の導入に賛成する緑の党法律案、討議部分草案だけではなく、導入に反対する鑑定人の意見も紹介することで、コマザー関係導入において日本でも生じうる議論と意見の参考となる。

これらの検討を踏まえて、日本において同性カップルの法的処遇を考える際の比較法研究の成果として「ドイツにおける同性カップルの法的処遇」ジュリスト(2022)では、登録パートナーシップの変容、同性カップルと親子関係について概要を紹介している。

二宮周平編『LGBTQの家族形成支援 - 生殖補助医療・養子&里親による』信山社(2022、第2版2023)「3 法律上の親子関係の確立」において、同性カップルの実親子関係を立法するにあたり考えられるモデルとしてオランダ民法とドイツ討議部分草案実子法を比較し、同書の「親子関係確立と課題」において日本で採用すべき立法モデルとして、父子関係と同様の規定で女性カップルにおけるコマザー関係を規律する提案をした。

(3) 性別不合と親子関係

性同一性障害特例法 3 条 1 項に掲げられた、性別の取扱いの変更のための要件の妥当性について、「性別変更要件の見直し - 維持可能な要件はあるのか？」ジェンダーと法 No. 15(2018)、「個人の尊厳とセクシュアリティの多様性」編集代表 二宮周平、編集担当 棚村政行『現代家族法講座第1巻「個人、国家と家族」』日本評論社(2020)、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の概要と問題点」ケース研究(2021)では、同項 1 号から 5 号のすべての要件についてその妥当性を検討し、現在においては維持する正当な理由はないという結論に至った。

性別不合と親子関係が問題となる場面として、まず、未成年の子がないことの特例法 3 条 1 項 3 号を合憲と判断した最決令和 3 年 11 月 30 日(判時 2523・5)について、「未成年の子がいる者による性別変更の可否」新・判例解説 Watch(2022)において、反対意見に与して、廃止すべきという結論に至った。

次に、特例法 3 条 1 項 4 号の生殖不能要件について、すでに違憲として削除しているドイツの状況を「ドイツの判例と法改正」ジェンダー法研究(2019)において紹介し、比較法研究の素材を提供した。そして、生殖不能要件の憲法適合性に関する最決平成 31 年 1 月 23 日(判時 2421・4)の評釈である「性別変更と生殖不能要件 - 家族法の視点から」新・判例解説 Watch(2019)では、合憲と判断した法廷意見に対する批判を述べた。同決定の補足意見は憲法 13 条違反の疑いがあると述べており、その理由は先にあげたドイツ法の紹介にあるドイツ連邦憲法裁判所 2011 年 1 月 11 日決定の影響下にあるといえるものであった。

MTF トランスジェンダーが性別適合手術前に凍結保存した精子を用いて、性別変更後にその女性パートナーが子を出産した場合における親子関係について、ドイツ法との比較法研究を「性別変更と親子関係 - ドイツ通常裁判所判例をもとに」国際公共政策研究(2019)で行った。この成果をもとに、東京家判令和 4 年 2 月 28 日の評釈として「男性から女性に性別を変更した者は、父でも、母でも、親でもないのか」新・判例解説 Watch(2022)では、精子が由来する者とを親子関係を認めない判断を批判し、ドイツ法との比較法研究に基づき、生物学的親子関係に基づく父子関係が設定されることを提案した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計24件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 31
2. 論文標題 未成年の子がいる者による性別変更の可否	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 109-112
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 31
2. 論文標題 男性から女性に性別を変更した者は、父でも、母でも、親でもないのか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 121 - 124
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 143
2. 論文標題 同性カップルと「パートナーと家族になるための法制度」（「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch 民法(家族法)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 770
2. 論文標題 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項3号「現に未成年の子がないこと」の要件が憲法13条、14条1項に違反しないとされた事例	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 判例評論	6. 最初と最後の頁 118-123
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 1577
2. 論文標題 ドイツにおける同性カップルの法的処遇	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 77-80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 55
2. 論文標題 同性の両親と子 - ドイツ、オーストリア、スイスの状況 (その7)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 241-295
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 799
2. 論文標題 同性カップルによる婚姻・家族	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 29-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 28
2. 論文標題 同性カップルが犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するか	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 125-128
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 29
2. 論文標題 婚姻から生じる法的効果の享受=同性婚?	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 101-104
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 64
2. 論文標題 同性カップルにおいて相手方が他の者と性的関係を持ったことによる事実婚の破綻を理由とする損害賠償請求	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 50-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 54
2. 論文標題 ドイツ実子法改正の動向: ワーキンググループ実子法から討議部分草案まで	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 325-425
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 340
2. 論文標題 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の概要と問題点	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ケース研究	6. 最初と最後の頁 18-51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 54
2. 論文標題 ドイツ実子法改正討議部分草案条文対象表	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 479-534
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 27
2. 論文標題 性別変更における非婚要件の要否	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 95-98
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 28
2. 論文標題 同性カップルが犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するか	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 125-128
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 777
2. 論文標題 ドイツ同性婚導入- 寄せか、詰みか	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 1-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 24
2. 論文標題 性別変更と親子関係 - ドイツ通常裁判所判例をもとに	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際公共政策研究	6. 最初と最後の頁 1 - 14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18910/73298	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 6
2. 論文標題 ドイツの判例と法改正	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジェンダー法研究	6. 最初と最後の頁 147-156
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 53
2. 論文標題 同性の両親と子 - ドイツ、オーストリア、スイスの状況 (その6)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 229-257
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 25
2. 論文標題 性別変更と生殖不能要件 - 家族法の視点から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 107-110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 26
2. 論文標題 同性カップルによる縁組の効力	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 113-116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 13
2. 論文標題 ドイツにおける同性婚導入	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 京都産業大学総合学術研究所所報	6. 最初と最後の頁 1~30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 15
2. 論文標題 性別変更要件の見直し -維持可能な要件はあるのか?	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジェンダーと法	6. 最初と最後の頁 108~119
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡邊泰彦	4. 巻 -
2. 論文標題 性別の変更と生殖不能要件 家族法の視点から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 1~4
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計4件

1. 著者名 二宮周平、出口顯、荒木晃子、白井千晶、大塚玲子、小野春、フランソワ・ヴィアラ、小門穂、梅澤彩、渡邊泰彦、徳永祥子、石原理、中塚幹也、遠矢和希、建石真公子、日比野由利、石塚幸子、山田賢、岩崎美枝子、阿部天、有田啓子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 384
3. 書名 LGBTQの家族形成支援 生殖補助医療・養子&里親による	

1. 著者名 二宮周平、出口顯、荒木晃子、白井千晶、大塚玲子、小野春、フランソワ・ヴィアラ、小門穂、梅澤彩、渡邊泰彦、徳永祥子、石原理、中塚幹也、遠矢和希、建石真公子、日比野由利、石塚幸子、山田賢、岩崎美枝子、阿部天、有田啓子	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 400
3. 書名 LGBTQの家族形成支援 生殖補助医療・養子&里親による[第2版]	

1. 著者名 二宮周平(編集代表)、棚村政行(編集)、渡邊泰彦(共著)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 480
3. 書名 現代家族法講座第1巻「個人、国家と家族」	

1. 著者名 新・アジア家族法三国会議(編)、棚村政行、小川富之、玄昭恵、金允貞、徐鐘喜、徐慧怡、賴淳良、鄧學仁、中川重徳、山下敏雅、伊藤弘子、渡邊泰彦	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 196
3. 書名 同性婚や同性パートナーシップ制度の可能性と課題	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------